

各務原市立小・中・特別支援学校教職員の安全衛生に関する要綱

(平成22年2月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市立学校設置条例（昭和39年条例第9号）に基づき設置された小学校、中学校及び各務原特別支援学校（以下「学校」という。）に勤務する全ての教職員等（以下「教職員」という。）の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(教職員の責務)

第2条 教職員は、教育委員会及び総括安全衛生責任者等が講ずる教職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(総括安全衛生管理者等)

第3条 学校ごとに次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てるものとする。

(1) 総括安全衛生管理者 校長

(2) 衛生管理者（教育委員会が指定する学校に限る。） 校長が当該学校の教職員のうちから指名した者

(3) 衛生推進者（衛生管理者を置く学校を除く。） 校長が当該学校の教職員のうちから指名した者

(4) 産業医（教育委員会が指定する学校に限る。） 公立学校教職員産業医師

(5) 健康管理医（産業医を置く学校を除く。） 公立学校教職員健康管理医師

2 前項各号に掲げる者の職務は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 総括安全衛生管理者 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条に規定する職務を行う。

(2) 衛生管理者 法第12条に規定する職務を行う。

(3) 衛生推進者 法第12条の2に規定する職務を行う。

(4) 産業医 法第13条に規定する職務を行う。

(5) 健康管理医 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第15条に規定する健康診断その他教職員の健康管理に関する職務を行う。

(総括安全衛生責任者等)

第4条 教育委員会に、学校における教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の実現に努めるため、総括安全衛生責任者及び総括安全衛生副責任者を置く。

2 総括安全衛生責任者は、教育長をもって充てる。

3 総括安全衛生責任者は、前条第1項各号に掲げる者を指揮監督し、教職員の安全及び衛生に関する業務を総括するものとする。

4 総括安全衛生副責任者は、教育委員会事務局学校教育課長をもって充てる。

5 総括安全衛生副責任者は、総括安全衛生責任者を補佐し、総括安全衛生責任者が職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(総括委員会の設置)

第5条 教育委員会に、次に掲げる事項を調査審議するため、総括安全衛生委員会（以下「総括委員会」という。）を置く。

(1) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の安全及び衛生に関する重要事項

(総括委員会の組織)

第6条 総括委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総括安全衛生副責任者

(2) 総括安全衛生管理者のうちから教育委員会が指名する者

(3) 衛生管理者及び衛生推進者のうちから教育委員会が指名する者

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 総括委員会に委員長を置き、総括安全衛生責任者をもって充て、総括委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(総括委員会の会議)

第7条 総括委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の者から請求があるときは、委員長は、会議を招集するものとする。

3 総括委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 総括委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 総括委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(総括委員会に係る雑則)

第9条 第5条から前条までに規定するもののほか、総括委員会に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(学校教職員安全衛生委員会の設置)

第10条 学校、教職員の安全及び衛生に関し協議及び調査審議をするため、学校教職員安全衛生委員会を設置する。

(市長部局の例)

第11条 この要綱に定めるもののほか、教職員の安全衛生管理に関しては、市長部局の例による。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。